

山下江法律事務所
実務に役立つ
企業法務の基礎

第68回

マイナンバー制度(3)

前回、社会保障手続や税務関係でのマイナンバーの取扱いについてご説明しました。

事業主が各種手続でマイナンバーを取り扱う前提として、事業者が従業員等からマイナンバーを含む個人情報が漏えいしたり、不正利用されたりすることのないよう、事業者はマイナンバーを適切に管理しなければなりません。

①マイナンバーの取得
マイナンバーの利用は、法律で定められた場合のみ認められ

ています。したがって、マイナンバーを取得する際は、法律で認められた利用目的をきちんと明示することが必要です。
また、他人によるなりすまし等を防止するため、番号確認だけでなく、手続を行う者が番号の正しい持ち主であることが確認(身元確認)まで行なうことが必要です。

従業員等が顔写真入りの「個人番号カード」(取得は任意)を持つている場合は、通常そのカードのみで本人確認が可能ですが、市区町村から郵送される「通知カード」しか持っていない場合は、顔写真のある運転免許証やパスポートで身元確認を行うことになるでしょう。

②マイナンバーの利用・提供
マイナンバーの利用は、法律で定められた社会保障、税、災害対策に関する事務に限定されているため、それ以外の目的で利用したり、提供を求めてはいけません。

そこで今回は、①マイナンバーの取得、②利用・提供、③保管・廃棄、④マイナンバー取扱事務の委託の各場面における注意点についてご説明します。

機動力と総合力の広島最大級事務所！迅速な対応のための予防法務＝顧問契約をお勧めします
〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office
広島弁護士会所属

□契約書チェック □債権回収 □労務問題など

企業法務専門サイトあります
<http://www.hiroshima-kigyo.com>

山下江 検索

◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！
◆債務整理、交通事故：着手金￥0-



予約電話受付
平日 9~19時
土曜 10~17時



相談予約専用
フリーダイヤル
0120-7834-09